

令和 8 年 度

第 4 回

平 塚 市 農 業 委 員 会

総 会 議 事 録

令和8年7月23日（木）

令和8年度第4回平塚市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年7月23日（木）10:00～11:10

開催場所 平塚市庁舎本館5階 519会議室

<u>農業委員</u>	<u>会 長</u>	松 木 会 長	<u>1 番</u>	高 橋 委 員	<u>2 番</u>	上 原 委 員
	<u>3 番</u>	猪 俣 委 員	<u>5 番</u>	荒 川 委 員	<u>6 番</u>	荻野(信)委員
	<u>7 番</u>	加 藤 委 員	<u>8 番</u>	高 橋 委 員	<u>9 番</u>	小 宮 委 員
	<u>10番</u>	松 井 委 員	<u>11番</u>	荻野(武)委員	<u>12番</u>	中 戸 川 委 員
	<u>13番</u>	横 山 委 員	<u>14番</u>	笹 尾 委 員		

傍聴人等 傍聴人 0人

事 務 局 佐野局長 佐草局長代理 紺谷主査 花上主事

報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第5号 非農地証明について

議 事

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第21号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
議案第24号 新規就農者に対する農家資格の認定について
議案第25号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

＜報告事項＞

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局 議案書のとおり、2件の通知について、土地の所在の一部と解約成立日、土地引渡日、解約事由を報告。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、7件の届出について、土地の所在の一部と相続開始年月日を報告。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、8件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、11件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第5号 非農地証明について

事務局 議案書のとおり、2件の非農地証明について、土地の所在の一部と利用状況を報告。

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 農地法第3条の規定による許可申請3件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

国道129号線信号「新吉際」から南西へ約490mに位置

農振白地

【経営地】

経営面積 5,651.00㎡

田・・・約5反

畑・・・約6畝

取得後経営面積 5,994.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (60代) 農業専従

妻 (60代) 農業専従

子 (20代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター2、耕うん機1、田植機2、コンバイン1

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は適正に管理されており、いずれの経営地についても良好に管理されているため問題はない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
1 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可

(2 番案件)

事 務 局

2 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

市立豊田小学校から北へ約 4 2 0 m、北東へ約 6 5 0 m に位置

農振農用地

【経営地】

経営面積 9, 1 3 2.6 0 m²

畑・・・約 9 反 1 畝

取得後経営面積 9, 8 9 6.6 0 m²

【農業従事者内訳】

本人 (4 0 代) 農業専従

【主要農機具】

耕うん機 1

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は畑として管理されており、今後は桃を作付けしていくようである。経営地も適正に管理されているため問題はない。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

(3 番案件)

事 務 局

3 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

城島市民窓口センターから北に約 4 1 0 m に位置

農振農用地

【経営地】

経営面積 6, 2 1 2.0 0 m²

畑・・・約 6 反 2 畝

取得後経営面積 6, 6 7 3.0 0 m²

【農業従事者内訳】

本人 (7 0 代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター 1、耕うん機 1

【その他】

他市にて耕作中の経営地について、全部効率利用要件を満たしていることを確認済。

なお、本案件は令和 8 年度第 3 回平塚市農業委員会総会にて、継続審議と決議された案件である。その後、営農計画書が再提出されたため、継続審議案件として再度審議するものである。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

前回総会で継続審議とした案件だが、地元委員からの意見及び事務局に説明を求める。

地元委員

本件について、前回総会から更に調査及び審査をした結果、当該法人の営農計画において、安定的、継続的観点等から疑義があるため、審議保留としたい。経緯については、主に法人が所有する財産の強制競売開始決定及び法人役員の変更が予定されていること等によるものである。詳細については、事務局より補足説明をしていただきたい。

事務局

当該法人が他市に保有している不動産は、横浜地方裁判所から強制競売の開始決定がなされ、このことについて代表取締役へ通知がなされている。既に代表取締役も受理を認めており、承知していることが判明している。

さらに、他市に所有している農地については、強制競売の対象ではないが、条件付の農地法第5条による所有権移転仮登記が登記されている状況である。

そのため、営農の安定的、永続性の意志について疑義があることから、上記の強制競売及び仮登記の内容の意図することについて、文書にて回答書を求めたところ、納得のいく回答は現時点で得ることができていない。

また、代理人からの話では、上記競売物件を第三者が落札した場合には、その者が当該法人の代表取締役に就任する予定であり、現在の代表取締役は取締役等の役員にも就任しない予定とのことである。

これらの計画を踏まえると、法人要件の根幹が変更される予定があると考えられ、当該法人における農地所有適格法人の法人適格要件を改めて審査する必要があると思われる。

先述したとおり、現況及び今後の法人格の流動性を鑑みて、審議の必要性があると考えられるため、本案件は審議保留とすることが妥当であると判断をしたところである。

議長

3 番案件は、内容に疑義があるため、審議保留と決議する。

結果

異議なし。⇒審議保留

議案第21号 農地法第5条の事業計画変更申請について

議 長 農地法第5条の規定による事業計画変更申請1件について、事務局に説明を求める。

(1番案件)

事務局 1番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場及び車両置場

【申請地】

学校法人平岡学園平岡幼稚園から南東に約30mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

学校法人平岡学園平岡幼稚園から南東に約30m、岡崎上ノ入公園（街区公園）から西に約225mの位置で、幅員4m以上の前面道路に2管(上水管、下水管)が埋設されている。

東側は宅地、西側は農地、南側は道路、北側は水路。

【変更前利用計画】

出入口は南側道路からの計画であり、歩道切下げを新設。

東側、西側、北側にCB2段積・フェンスを新設。

敷地内の南側はコンクリート舗装、北側は砕石転圧とする。

雨水は自然浸透処理。

水利土木組合の同意済。

【変更後利用計画】

照明設備の設置。

立水栓の設置。

隣地農地所有者の同意済。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員 昨年12月に許可相当として決議された案件であるが、当初は計画になかった照明設備と水道を設置するとのことで計画変更申請があったもの。面積や転用目的等に変更はなく、特に問題はないと思われる。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長 質問がないようなので、これより採決に入る。

1番案件は、県知事権限のため、承認相当ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員 異議なし。

結 果 異議なしで議決される。⇒承認相当（意見を付して県知事へ進達）

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 農地法第5条の規定による許可申請6件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場及び駐車場

【権利】

所有権移転

【申請地】

市立みずほ小学校から北西に約170mに位置。

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

市立みずほ小学校から北西に約170m、北久保公園から南に約120mに位置し、幅員4m以上の前面道路に2管(上水管・下水管)が埋設されている。

東側は道路・農地、西側は道路、南側は水路・道路、北側は道路。

【利用計画】

出入口は西側道路からの計画である。

申請地は南側水路との間にあるCB擁壁天端下までの高さで水路からは間隔を空けて砕石敷設し、雨水は申請地内自然浸透処理。

申請地はロープ及び車止めとなる単管を水路から間隔を空けて新設することで、被害防除を図る。

水利土木組合及び隣接農地(譲渡人所有)の同意済。

【申請理由】

譲受人は建設業を営んでおり、事業拡大に伴い人員及び車両が増え、車両の駐車スペース及び工事資材の保管場所が不足していることから、新たな駐車場と資材置場を探していた。申請地は建築中の事務所に近接していることに加え、アクセスも良好であることから最適と考え、転用申請するもの。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1 番案件について地元委員に説明を求める。

地元委員 申請地については、転用手続きを取らずに約半分の面積を駐車場として使用していたため、農地復元を促し、復元完了の確認をしたところである。利用計画の内容から、周辺農地への影響はないと思われる。申請地は南側には水路があるが、被害防除をきちんとしていただければ、問題はないと思われるため、転用については致し方ないと現地調査において判断した。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当(意見を付して県知事へ進達)

(2 番案件)

事 務 局

2 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場及び車両置場

【申請地】

市立金田小学校から北に約 170 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 3 種農地

【理由及び近隣状況】

市立金田小学校から北に約 170 m、杉山デンタルクリニックから南西に約 190 m に位置し、幅員 4 m 以上の前面道路に 2 管(上水管、下水管)が埋設されている。

東側は道路、西側は農地、南側は水路、北側は宅地。

【利用計画】

出入口は東側道路からの計画。

申請地は現状地盤を転圧して砂利敷きとし、雨水は申請地内自然浸透処理。

申請地は隣接農地よりも低い地盤であるため、砂利や土砂が隣接農地に流れる恐れは低い。

申請地と南側水路との間に CB 擁壁が既に設置されているため、砂利や土砂が水路に流れる恐れは低い。

雨水は自然浸透処理。

水利土木組合、隣接農地の同意済。

【申請理由】

譲受人は塗装工事業を営んでおり、事業拡大に伴い工事資材の保管場所が不足していることから、新たな資材置場を探していた。申請地は北側に建築予定の住宅兼事務所に隣接していることから、資材置場及び車両置場として利用することで資材の管理・資材の搬入・搬出も容易となることから最適と考え、転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

2 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

当初、申請地については転用手続きが行われないうまま、砂利敷きをして駐車場として使用されていたため、農地への復元を促したところである。その後、農地への復元が完了したことを確認したため、今回の申請に至った。

利用計画の内容から、南側水路については既にコンクリートブロック擁壁が設置されているので被害防除の観点で問題はないと思われる。西側に隣接する農地については、地盤が申請地の方が低いため、特段問題はないと思われるが、境界を何らかの形で明確にした方が良いのではと思われた。現地調査後、申請者に事務局から確認をしたところ、隣地とのトラブルを避けるために必要に応じて境界を設けることも考えるとの話があったと報告を受けている。以上のことから問題ないと判断し、転用については致し方ない考える。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(3 番案件)

事 務 局

3 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場

【申請地】

市立豊田小学校から北西に約 2 5 0 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 2 種農地

【理由及び近隣状況】

豊田市民窓口センターを中心におおむね 5 0 0 m に位置。

(豊田市民窓口センターを中心とした半径 6 0 0 m 以内の宅地面積割合 4 0 % 超)

東側は道路、西側は水路、南側は農地・雑種地、北側は雑種地。

【利用計画】

出入口は東側道路からの計画。

申請地は砂利敷。

出入口以外の外周はブロック積により土留めをする。

雨水は敷地内浸透処理とする。水利土木組合の同意済。

盛土規制法事前相談中。

【申請理由】

譲受人は平成 5 年に会社設立し、各種土木工事を手掛けてきた。昨今の労働者不足にも関わらず、当社へのニーズが高まっており今後を見据え資材置場を確保する必要性が生じた。他の土地を検討したが、条件にあう土地が見つからなかったが、今回、本社に近く主要幹線道路に比較的近く利便性がよい申請地を資材置場として転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

3 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

現地調査を行ったところ、問題ないと判断する。

議 長

事務局に補足説明を求める。

事務局

申請地は砂利敷き、雨水は自然浸透。出入口以外の外周はコンクリートブロック擁壁やフェンスを設置し、土留めをする計画である。隣接農地の所有者からの同意は得ており、被害防除もされることから、現地調査時に地元委員とも問題ない旨を確認し、転用については致し方ないと判断された。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

3 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(4 番案件)

事 務 局

4 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

仮設道路（一時転用）

【申請地】

伊勢原藤沢線信号「横内」から北西に約 3 1 0 m に位置

【立地基準】

農振農用地

【理由及び近隣状況】

農振農用地であるが、水道管設置に伴う仮設道路としての一時的な利用。

東側は道路、西側は農地、南側は道路、北側は道路。

【利用計画】

工事名：湘南西配水本管 4 号基幹管路更新工事（第 1 7 工区）公共

平塚市小鍋島から横内までの東西約 2. 5 k m を対象とし、工事区間を 1 8 工区に分け、順次更新を進める計画。

水利土木組合及び隣接農地所有者の同意済。

【申請理由】

第 1 7 工区の配水管布設工に伴うもので、農地内に構造物は設置しないものの、大型重機を使用しての施工が必要であり、施工に必要な用地を確保するため一時転用申請を行うもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

4 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

水道局による水道管の設置に伴う仮設道路としての一時転用の計画であるため、工事が終了したら農地へ復元されるものである。利用計画からも問題はないと判断した。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

4 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(5 番案件)

事務局

5 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場及び駐車場

【申請地】

市立真土小学校から西に約 4 5 0 m、社会福祉法人真幸会 真土すばる保育園から北西に約 4 5 0 mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第 3 種農地

【理由及び近隣状況】

市立真土小学校から西に約 4 5 0 m、社会福祉法人真幸会 真土すばる保育園から北西に約 4 5 0 mに位置し、幅員 4 m以上の前面道路に 2 管(上水管、下水管)が埋設されている。東側は道路、西側は水路、南側は農地・雑種地、北側は雑種地。

【利用計画】

出入口は東側道路からの計画。

申請地は砂利敷。

出入口部分を除き、周囲は単管杭を打ち込み鋼板を固定し被害防除を行う。

雨水は敷地内浸透処理とする。水利土木組合の同意済。

隣接農地の所有者への同意は不在のため面会できない 1 名を除き同意済。

【申請理由】

譲受人は土木工事、造成工事を行っており、近年、藤沢市方面の工事を受注する機会が増加し、資材置場及び駐車場の確保が必要となった。申請地は本社と工事現場の中間に位置し主要道路へのアクセスも比較的良いことから転用申請するもの。

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

5 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

現地調査を行ったところ、転用について問題ないと判断する。

議長

事務局に補足説明を求める。

事務局

申請地は、駐車場への転用目的で今年 4 月総会にて許可相当として決議した案件である。しかし、一度取り下げをし、転用目的を資材置場及び駐車場に変更して再度申請があったものである。砂利敷き、雨水は自然浸透。出入口部分を除き、鋼板を設置する予定であり、隣接農地や水路への被害防除を図るものである。現地調査時に地元委員とも問題ない旨を確認し、転用については致し方ないと判断された。

議長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

5 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(6 番案件)

事 務 局

6 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

駐車場

【申請地】

市立大住中学校から北東に約 390 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 3 種農地

【理由及び近隣状況】

市立大住中学校から北東に約 390 m、城所整形外科から東に約 410 m に位置し、幅員 4 m 以上の前面道路に 2 管(上水管、下水管)が埋設されている。

東側は道路、西側は農地・水路、南側は道路、北側は道路。

【利用計画】

出入口は北側及び南側道路からの計画。

申請地は砂利敷、アスファルト、コンクリートにて舗装。

出入口以外は C B 擁壁とフェンスを新設。

雨水は雨水枡及び雨水トレンチ管を設置し、敷地内浸透処理とする。

水利土木組合の同意済。

盛土規制法事前相談中。まどづくり条例の調整あり。

【申請理由】

譲受人は昭和 23 年に創業、静岡県静岡市に本社を置き、全国で建設機械等のレンタル事業委を行っている。神奈川県内の各支店で使用している建設機械等の点検メンテナンス作業を 1 拠点に集約し、作業の効率化を図るために土地を探していた。申請地は平塚支店及び置場から近いため利便性が良く、周辺は民家が少なくメンテナンス作業での騒音等で近隣住民へ迷惑をかけることを回避できることから転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

6 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は、北側及び南側道路からの計画である。被害防除としてフェンスとコンクリートブロック擁壁を設置予定である。また、大住中学校付近に譲受人の営業所があり、申請地との行き来も容易であるとのことであった。以上のことから、問題ない旨を確認し、転用については致し方ないと判断した。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

6 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

議 長 相続税の納税猶予に関する適格者の証明、4件の証明願について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
1番から4番案件について特に問題がない限り一括審議とすることを問う。

委 員 異議なし。

議 長 一括審議を決定し、地元委員に意見を求める。

(1番から4番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 1番案件について、申請地は不整形な農地であるが、いずれも適正に管理されているため問題はない旨を報告。

地元委員 2番案件について、申請地は果樹や一部野菜も作付けされており、良好に管理されているため問題はない旨を報告。

地元委員 3番案件について、2筆とも適正な管理が行き届いているため問題はない旨を報告。

地元委員 4番案件について、田は適正に管理されており、畑についてもサトイモやサツマイモが作付けされている等、住宅に囲まれた農地もある中で、工夫しながら管理がされており問題はない旨を報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1番案件から4番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第24号 新規就農者に対する農家資格の認定について

議 長 新規就農者に対する農家資格の認定、1件について、事務局より説明を求める。

事 務 局 議案書及び説明文のとおり、新規就農者について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

(1番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 農業法人のもとで研修を行い、研修でも学んだ有機農業を行う予定とのことである。今後は露地野菜を主に作付けしていく予定であり、研修先の農業法人や直売所への出荷を予定しているとのことである。農業用倉庫についても地元農家に貸していただけるようだ。就農計画についても、問題はない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、申請者の農家資格を認定することに決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒ 農家資格認定 ⇒ 認定証発行

議案第25号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

- 議 長 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請、計8件について、事務局に説明を求める。
- 事 務 局 利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間、権利の形態を説明。
なお、本案件については農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1(1)の各要件を満たしている旨も報告。
- 議 長 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。
- 議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、本案件は計画案のとおり要請することで決議する。
- 結 果 異議なしで議決される。⇒承認

以上をもって閉会する。

(11時10分 閉会)

以上の会議の経過を記載し、確認したため署名いたします。